部に存するものにあつては、当該建築物の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所が存する旨を表示すること。

二　次のイ及びロに掲げる消火設備をそれぞれイ及びロに掲げる基準に適合するように設けること。

イ　第二種のスプリンクラー設備　蓄電池設備の存する部分に、次に掲げる基準に適合するように設けること。

(1)　スプリンクラーヘッドは、床面からの高さが九メートル以下の位置にある天井（天井のない場合にあつては、屋根の下面）に設けること。

(2)　スプリンクラー設備の放射能力範囲（開放型スプリンクラーヘッドを設けるものにあつては、放射区域。(3)及び(4)において同じ。）が蓄電池設備（鋼製の棚等に収納して設ける場合にあつては、鋼製の棚等を含む。以下(2)において同じ。）及びその周囲六メートルの範囲を包含するように設けること。ただし、当該蓄電池設備から六メートル未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が準耐火構造である場合にあつては、当該蓄電池設備から当該壁及び柱までの範囲を包含することをもつて足りる。

(3)　水源は、その水量が(2)の放射能力範囲（当該範囲の床面積が二百三十平方メートル以上となる場合にあつては、床面積二百三十平方メートルの範囲）に(4)の性能により六十分間（告示で定める要件を満たす場合は、三十分間。(5)において同じ。）放水することができる量以上の量となるように設けること。

(4)　(2)の放射能力範囲内の放水密度が十二ミリメートル毎分以上となる性能のものとすること。

(5)　スプリンクラー設備を六十分間以上有効に作動させることができる容量の予備動力源を附置すること。

ロ　第四種及び第五種の消火設備　第三十二条の十及び第三十二条の十一の規定の例により設けること。

（危険物以外の物品の貯蔵禁止の例外）

第三十八条の四　令第二十六条第一項第一号ただし書の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所において次に掲げる危険物と危険物以外の物品とを貯蔵する場合で、それぞれを取りまとめて貯蔵し、かつ、相互に一メートル以上の間隔を置く場合

［イ～ヘ　略］

ト　第十六条の二の七に規定する危険物（第三十五条の二第三項第一号又は同条第四項第二号に掲げる基準により第二種のスプリンクラー設備が設置されている屋内貯蔵所において貯蔵するものに限る。）と危険物に該当しない物品（水又は当該危険物と危険な反応を起こさないものに限る。）

［二　略］

（容器に収納しないこと等ができる危険物）

第四十条　令第二十六条第一項第二号ただし書の総務省令で定める危険物は、次に掲げる危険物とする。

一　塊状の硫黄等

（危険物以外の物品の貯蔵禁止の例外）

第三十八条の四　［同上］

一　［同上］

［イ～ヘ　同上］

ト　第十六条の二の七に規定する危険物（第三十五条の二第三項第一号に掲げる基準により第二種のスプリンクラー設備が設置されている屋内貯蔵所において貯蔵するものに限る。）と危険物に該当しない物品（水又は当該危険物と危険な反応を起こさないものに限る。）

［二　同上］

（容器に収納しないこと等ができる危険物）

第四十条　令第二十六条第一項第二号ただし書の総務省令で定める危険物は、塊状の硫黄等及び第七十二条第一項に規定する危険物とする。

［新設］